

第 2 章

モルディブ法の予備的考察

今泉慎也（新領域研究センター）

はじめに

モルディブ共和国は、インド洋に位置する島嶼国である。面積は 298 平方キロメートルで、総人口は 344,023 人（2014 年人口センサス）である。

モルディブは 1965 年に独立した。2000 年代になって民主化が進展し、現行の 2008 年憲法が制定され、それにもとづき国民の直接投票による初の大統領選挙が行われ、モハメド・ナシード（Mohamed Nasheed）大統領が 2008 年に選出された。しかしながら、ナシード大統領の政治運営に対する抗議運動が高まり、2012 年に退陣し、モルディブの政局は不安定化していた。2018 年 2 月 5 日には、アブドゥラ・ヤミーン（Abdulla Yameen）大統領は、非常事態を宣言し、最高裁長官などの身柄を拘束した。2015 年にモハメド・ナシード元大統領などに対しての反テロ行為禁止法違反で有罪判決が出されていたが、最高裁はそれが政治的な動機によるものとして判決を破棄したことに対して大統領側が力で裁判所をねじ伏せたのである。一般に新興民主主義国における議会政治は脆弱であり、選挙にもとづく政権交代が定着されるようになるまでは多くの時間がかかることが珍しくはない。モルディブの民主化と憲法の関係はどのように捉えればよいのであろうか。

モルディブの法制度について、英語、日本語での文献はきわめて少ない。本稿では、モルディブにおける近年の民主化や立憲主義についての分析を提供する Rasheed (2006) (2012)を手がかりに、モルディブにおける民主化、憲法、司法の変化を見ていくための着眼点を探る。

1. 伝統的非民主的規範の影響

まず Rasheed (2006)は、民主化運動の成果である 2008 年憲法が制定される前の時期に発表されたもので、モルディブにおいて経済発展を背景に民主化機運が高まるなか、政治制度改革の必要性を論じる。同論文は、モルディブ経済が成長するにつれて、教育水準およびグローバル経済への関与が高まり、政治経済問題により関心を持つようになったモルディブ人民は政策形成過程へのより一層の参加を求めるようになり、その要求が政党政治の導入へとつながった、とする（Rasheed 2006 : 244）。その一方で、国内圧力は制度変化をもたらすには十分ではなく、欧州議会などによる民主化圧力に対して、さらなる経済成長のために外部市場を必要とするモルディブがそれを受け入れざるを得なかったことを指摘する（Rasheed 2006: 244）。最後に、シンガポールとの比較から、モルディブにおいても経済パフ

オーマンスが維持される限り、政治エリートが変化しない懸念を表明しつつも、政党政治が導入されるなど憲法制度の変化が新たな政治秩序をもたらすことへの期待が表明されていた (Rasheed 2006: 243)。

その 6 年後に同じ筆者によってまとめられた Rasheed (2012) は、民主化後に起きた 2012 年の政変について論じられたものである。モルディブの憲法史においてもっとも民主的な 2008 年憲法が制定され、それにもとづき国民の直接選挙による最初の大統領であるナシード大統領が 2008 年に登場した。しかしながら、その政治運営が国民の大規模な抗議行動を招き、退陣を余儀なくされた。本論文は、民主化後のモルディブの政治的安定と社会的一致を得るために、政治変化をどう理解するかという切実な問題意識にもとづいている (Rasheed 2012: 159)。

上記論文の筆者は、「新たな民主的憲法制度のなかに埋め込まれた政治行動の弱い非公式規範が民主化過程全体を害する一方、同じ憲法によって保証された強力な民主的な公式の規範が、政治変化を通じて弱い既存の非公式規範を民主化する政治行動を形成し得る」という仮説を示した上で、次のように主張する (Rasheed 2012: 159)。①現在の政治変化は、2000 年代初めから 2008 年の間にモルディブにおいて生じた民主化過程の必然的な帰結であること。②新たな憲法制度は、民主的制度と、伝統的に受け継がれた政治行動の非民主的規範とともに取得したこと。③はじめて民主的に選挙された政府は、その統治過程における非民主的規範を本質的に受け継ぎ、それは政府が非民主的慣行を進めることを促し、それゆえ政府が政治社会的活動を持続可能な方法で規律することを失敗させた。しかしながら、2008 年憲法により「創出された裁判所および政党を含む公式の民主的制度は、2008 年より前の選挙改革過程により採択された民主的立憲主義に沿った政治制度にとするため、公衆が政治変化を起こし、現職の政府を追放する誘因を提供した」と結論する (Rasheed 2012: 180)。

上記論文は、伝統的に受け継がれた弱い非公式規範と強い民主的公式規範との相互関係をみるとことがモルディブの政治状況を理解する上で鍵になるとする (Rasheed 2012: 160)。この論文が示す伝統的非民主的非公式規範 (traditional undemocratic informal norm) と民主的公式規範 (democratic formal rule) との相互関係への着目は、現在進む政治変化を見ていく上でも有効となり得るだろう。その分析の基礎となるモルディブにおける憲法の変遷について、上述の論文をもとに整理しておこう。

2. 憲法の変遷

モルディブは 1153 年から大統領制が導入される 1953 年まで 800 年にわたり、スルタンが統治する君主制が採用されていた。モルディブは、17 世紀にオランダの保護におかれたことを皮切りに植民地支配を受けることになる。1795 年にスリランカを支配した英国は、モルディブも事実上の保護下におき、その後、1887 年の条約により正式に英国の保護領とした (Rasheed 2006: 237)。

モルディブにおける憲法史は、最初の憲法が制定された 1932 年に始まる。この憲法によって、モルディブは立憲君主制へ移行した。1953 年には共和制（大統領制）が採用されたが、その後すぐに立憲君主制に戻された（Rasheed 2006: 229, 238）。1965 年 7 月 26 日に独立した後、1968 年の国民投票により共和制・大統領制が再び採用され、現在に至っている（Rasheed 2006: 229）。

1978 年には、一連の憲法改正を行い、制度改革が進んだ（Rasheed 2006: 230）。1980 年 11 月 29 日にガユーム大統領（Gayoom）が特別人民会議を招集し、1997 年 11 月 27 日に 1997 年憲法が成立した（Rasheed 2006: 230）。

1997 年憲法の下では次のような統治構造がおかれていた。執行府は、公選の大統領が、国家元首かつ政府の長とされる。大統領は、人民議会の秘密投票により指名され、国民投票により 51%以上の承認を要する（Rasheed 2006: 230）。大統領の任期は 5 年とされ、大統領は閣僚を任命する。閣僚は個人で議会に対して説明責任を負う（Rasheed 2006: 230）。立法府である一院制の人民議会は 50 人の公選議員で構成され、任期は 5 年とされる（Rasheed 2006: 230）。各州（20 州）から各 2 人、首都マーレから 2 人、残りの 8 人は大統領により任命される（Rasheed 2006: 230）。司法府は、高等法院（High Court）および環礁裁判所（Atoll Courts）からなる。細かな検証はここでは行えないが、「執行府は、立法府および司法府に対して相対的に大きな程度の支配力を有する」（Rasheed 2006: 230）と指摘し、1997 年憲法は、執行府に顕著な権限を与えることで、政府の決定に対して市民の発現を制限した。「最近まで、政府は、公衆、私企業および非政府組織から主だった干渉を受けることなく、その政治的技巧に従い国の経済を動かすことを認められていた」（Rasheed 2006: 231）と整理する。

モルディブに民主化を求める圧力が内外から高まるなか、2003 年に政府は、政治・憲法の改革アジェンダを発表し、現代的な民主的憲法と多数政党制の導入に取り組むことを表明した¹。現行の 2008 年憲法が制定された²。

3. 1998 年憲法と 2008 年憲法の比較

最後に、1998 年憲法と 2008 年憲法を簡単に比較しておこう³。条文数を比較すると、1998 年憲法は 16 章 156 条で構成されるのに対して、2008 年憲法は 14 章 301 条とほぼ倍増して

¹ Rasheed (2006)によれば、海外からの民主化圧力もあった。たとえば、欧州連合は、2004 年にモルディブ政府により一層の民主的価値に従った制度措置を改定するように圧力をかけ、それに従わない場合に制裁を課すことを決議した。

² Rasheed (2012: 170)は、それまでに導入されていた多数政党制による野党の存在が民主的憲法の制定に有利に働いたとする。

³ 2008 年憲法の英訳は Hussain (2012)を参照した。また、1998 年憲法の英訳は <http://www.asianlii.org/mv/legis/const/1998/1.html> を参照。モルディブの公用語はディベヒ語であり、これらの英訳の正確性については今後検討が必要かもしれない。

いる。

表 1 1998 年憲法と 2008 年憲法の章構成の比較

2008 年憲法 (現行憲法)	1998 年憲法の対応する章
第 1 章 国、主権および市民(1-15 条)	第 1 章 国、主権および市民 (1-12 条)
第 2 章 基本的人権および自由 (16-69 条)	第 2 章 基本的人権および自由 (13-31 条)
第 3 章 人民議会 (70-105 条)	第 5 章 立法府(1)人民議会 (63-91 条) 第 6 章 立法府(2)人民特別議会 (92-105 条)
第 4 章 大統領 (106-128 条)	第 3 章 執行府(1)大統領 (32-53 条)
第 5 章 内閣 Cabinet of Ministers (129-140 条)	第 4 章 執行府(2)内閣 (54-62 条)
第 6 章 司法府 (141-156 条)	第 8 章 司法府(1)高等裁判所 (112-117 条) 第 9 章 司法府(2)裁判所 (118-123 条)
第 7 章 独立委員会および独立職 司法公務員委員会 (Judicial Service Commission) (157-166 条)、選挙委員会 (167-178 条)、公務員委員会 (179-188 条)、人権委員会 (189-198 条)、反不正委員会 (Anti-Corruption Commission) (199-208 条)、会計検査長官 (Auditor General) (209-219 条)、検事総長 (Prosecutor General) (220-229 条)	※直接に対応する章なし。 第 11 章 選挙および公的投票 (Elections and Public Votes) (130-137 条) 第 10 章 会計検査および国の会計の維持 (124-129 条)
第 8 章 分権化行政(230-235 条)	第 7 章 環礁長 (Atoll Chiefs) (106-111 条)
第 9 章 安全保障サービス (Security Services) (236-246 条)	
第 10 章 国の財産、債務および法的措置(247-252 条)	第 10 章 国の財産、債務および訴訟(138-143 条)
第 11 章 緊急事態 (State of Emergency) (253-260 条)	第 13 章 緊急事態宣言 (144-146 条)
第 12 章 憲法の改正 (261-267 条)	
第 13 章 憲法の適用および解釈 (268-274 条)	第 14 章 一般規定 (147-153 条)
第 14 章 移行事項(275-301 条)	第 15 章 憲法の効力発生および 1968 年憲法の廃止 (154-155 条)
	第 16 章 語句の解釈 (156 条)
附表 1 就任宣誓 (Oaths of Office) 附表 2 行政区 (Administrative Divisions) 附表 3 国旗	附表 就任宣誓

(1) 統治構造

まず統治構造についてみると、2008 年憲法は 1998 年憲法と比較して次のような特徴がある。

①大統領制・共和制・一院制議会を採用する点では変更がない。執行府については、大統領の選出方法が変更された。1998 年憲法では、人民議会により指名された大統領候補を国民投票で 51%以上の得票をすることが求められていたが、2008 年憲法では国民による直接選挙によることとなった。また、大統領の資格要件のなかに従来は、男性であることが求められていたが、2008 年憲法ではジェンダーの要件は含まれなかった。

②副大統領については、1998 年憲法では大統領による任命とされ、副大統領職を設置す

るかどうかは大統領の裁量とされた。2008 年憲法では、大統領選において大統領候補者が副大統領候補を宣言することとされた。また、大統領職に空席が生じたときには副大統領が昇格することが明記された。

③大統領が大臣、法務長官 (Attorney-General) を任命すること、大統領、副大統領、大臣、法務長官により、内閣 (Cabinet of Ministers) がおかれることに変更がない。

④立法権は一院制の人民議会 (People's Majlis) に属することに変更はない。議会の構成について変更が行われた。1998 年憲法においては、人民議会の定数は 50 とされ、大統領任命 8 人と公選 42 人 (20 ある環礁 (Atoll) に各 2 名、首都マーレ 2 人) とした。2008 年憲法は、大統領任命議員を廃止し、各行政区 (20 環礁とマーレ) に 2 議席、登録住民が 5000 人を超える部分につき 5000 人毎に 1 議席を配分する。また、複数の議席が配分される行政区内では 1 選挙区 1 議席になるように選挙区を定める、とされる。

表 2 1998 年憲法と 2008 年憲法の比較 (主要な項目)

2008 年憲法	1998 年憲法
執行府 (The Executive) ①大統領 (President) ・国民の直接選挙 ・任期 5 年 (2 期のみ) 副大統領 (s. 112) ・大統領選時に副大統領候補を宣言 ・大統領不在のとき、大統領に昇格	執行府 ①大統領 ・人民議会による指名・国民投票 ・任期 5 年 副大統領 ・大統領の裁量による任命(s. 51)
②内閣 (Cabinet of Ministers) ・副大統領、大臣、法務長官で構成(s. 129(b))。 ・大統領の任命+人民議会の承認(s. 129(c))	②内閣 ・副大統領、大臣、法務長官で構成(s. 55) ・大統領が任命(s. 54)
立法府 (The Legislature) = 人民議会 ・立法権は人民議会に属する (s. 70) ・21 行政区 (環礁+マーレ) 最初の 5000 人につき 2 議席、それを超えて 5000 人ごとに 1 議席配分 (s. 71)。1 選挙区 1 議席 (s. 72(a)) ・任期 5 年(s. 79(a))	立法府 (The Legislature) = 人民議会 ・立法権は人民議会に属する (s. 63)。 ・定数 50 人 (大統領任命 8 人、公選 42[環礁 2*20、マーレ 2]) (s. 64) ・任期 5 年 (s. 65)
司法府 ・司法権→最高裁判所 (Supreme Court)、高等裁判所(High Court)および法律で設置する事実審裁判所(Trial Court)に属する (s. 7; s. 141(a))。	司法府 ・高等裁判所 (High Court)
独立委員会・独立職 司法公務員委員会、選挙委員会、公務員委員会、人権委員会、反不正委員会、監査長官、検事総長を明記。	※選挙委員会の規定のみ存在。
「分権化行政」の規定を新設。	地方制度 環礁長 (Atoll Chief) は大統領による任命。
憲法改正 = 人民議会 ・憲法改正案は、人民議会の議員総数の 4 分の 3 賛成で可決 (s. 261) + 大統領による書面の裁可 (s. 262)	憲法改正 = 人民特別議会 (Chapter VI, s. 92) ・憲法改正権 ・構成 = ①内閣、②人民議会議員、③ (人民議会議員と同数の選挙される議員、④大統領任

・次の改正は国民投票による過半数の賛成が必要＝権利自由（2 章）、	命 8 人（s. 93） ・人民特別議会の招集：大統領 or 人民議会 ・特別人民議会の過半数の承認＋大統領の裁可（s. 101）
-----------------------------------	---

⑤地方制度については、1998 年憲法では大統領により環礁長（Atoll Chief）が任命されていたが、2008 年憲法では地方分権を進める章が設けられ、首都マーレを含む 21 の「行政区」（administrative division）を設けることと変更された。

（２）司法制度

2008 年憲法においては司法改革が顕著である。1998 年憲法までは高等裁判所がモルディブにおける最上位の裁判所とされていたが、2008 年憲法により最高裁判所が新設された。憲法は、「司法権は最高裁判所、高等裁判所⁴および法律により設置される事実審裁判所に属する」（第 141 条(a)と定める⁵。「最高裁判所は、モルディブにおける司法行政につき最高権威とする。主席裁判官（長官）は、最高裁判所における最高権威とする（第 141 条(b)）。

司法の独立も強化されている。裁判官の任命について、1998 年憲法は、単に大統領により任命される、と定められていたが、2008 年憲法は長官および裁判官の任命について、憲法上の独立委員会のひとつとして「司法公務員委員会」（Judicial Service Commission）を設置し、裁判官の任命には同委員会が関与することにした。

さらに、2008 年憲法は、違憲審査ないしは司法審査の権限を明確化していることも特徴である。以下のような規定が設けられている。

○人民議会は、その決議により憲法の解釈および何らかの制定法の憲法適合性を含む事項に関する重要な法律問題の聴取および審査を付託することができる。最高裁判所は付託された問題に回答し、およびその回答の理由を付して、人民議会に回答を提供する。当該意見は、最高裁判所に対する上訴に関する判決の場合におけるのと同様の方法で宣告されるものとする（95 条）

○最高裁判所大法廷は、大統領候補またはその副大統領候補の資格もしくは無資格、選挙、地位または人民議会による大統領の罷免に関係するすべての紛争を決定する単一かつ終局的な管轄権を有する。（113 条）

○最高裁判所および高等裁判所は、人民議会により制定された制定法もしくはその一部の憲法適合性を審査および決定する管轄権を有する。（143 条（a））。

○裁判所に付託されたすべての事案において、すべての裁判所は、憲法のいかなる条文の解釈および適用に関係する事案を決定する管轄権を有し、また、このことは第（a）

⁴ 英語名称は High Court。High Court は、控訴審である日本の高等裁判所と区別するため、英米法学において高等法院と訳されることも多いが、本稿では高等裁判所とした。

⁵ 憲法第 7 条にも「司法権は、モルディブの裁判所に属する」という規定があり、やや重複した印象を受ける。

項に反するものとみなされてはならない。(143 条 (b))

なお、2008 年憲法は、上述の司法公務員委員会のほか、独立委員会および独立職として、選挙委員会、人権委員会、反不正委員会、会計検査長官、検事総長について規定をおく。独立機関の整備は、政治・行政に対するチェック機能を強化する設計と言えよう。

(3) 人権保障

2008 年憲法は、人権保障を強化が模索されている。第 1 に、第 2 章「基本的権利および自由」の条文数を比較すると、1998 年憲法の 19 か条から 54 か条に大幅に増加している。

2008 年憲法の第 2 章「基本的権利および自由」には次の条文が含まれる。権利の保証 (16 条)、無差別 (17 条)、国の義務 (18 条)、制約からの自由 (Freedom from restraint) (19 条)、平等 (Equality) (20 条)、生命の権利 (Right to life) (21 条)、環境の保護 (Protection of the environment) (22 条)、経済的社会的諸権利 (23 条)、プライバシー (24 条)、奴隷制または強制労働の禁止 (No slavery or forced labour) (25 条)、投票および公職立候補の権利 (26 条)、表現の自由 (27 条)、メディアの自由 (28 条)、知識取得および伝達の自由 (Freedom of acquiring and imparting knowledge) (29 条)、政党、組合および団体設立の自由 (Freedom to form political parties, association and societies) (30 条)、ストライキ権 (Right to strike) (31 条)、集会の自由 (32 条)、評判および名声を保護する権利 (Right to protect reputation and name) (33 条)、婚姻および家族確立の権利 (Right to marry and establishment of the family) (34 条)、子供、青少年、高齢者および機会に恵まれない者に対する特別の保護 (35 条)、教育に対する権利 (36 条)、就労する権利 (37 条)、年金の権利 (Right of pension) (38 条)、文化的生活参加権 (Right to participate in cultural life) (39 条)、財産取得・保有権 (Right to acquire and hold property)、移動および居住の自由 (Freedom of movement and establishment) (41 条)、公正かつ透明性のある聴聞 (Fair and transparent hearings) (42 条)、公正な行政措置 (Fair administrative action) (43 条)、人的責任 (Personal liability) (44 条)、違法な逮捕または拘禁の禁止 (45 条)、逮捕および拘禁権限 (46 条)、搜索および押収 (47 条)、逮捕および拘禁についての権利 (Rights on arrest and detention) (48 条)、被疑者の釈放 (Release of accused) (49 条)、迅速な捜査および訴追 (Prompt investigation and prosecution) (50 条)、被疑者の諸権利 (Rights of the accused) (51 条)、自白および違法な証拠 (Confessions and illegal evidence) (52 条)、法律代理人の支援 (Assistance of legal counsel) (53 条)、品位を傷つける取扱いおよび拷問の禁止 (No degrading treatment or torture) (54 条) 6、契約不履行を理由とする懲役の禁止 (No imprisonment for non-fulfilment of contractual obligation) (55 条)、上訴の権利 (56 条)、逮捕または拘禁された者の人道的取扱い (57 条)、補償 (58 条)、遡及的法律 (59 条)、二重処罰の禁止 (Prohibition of

⁶ 拷問等禁止条約 (拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約) (1984 年採択、1987 年発効) の日本語公定訳を参照した。OHCHR ウェブサイトによれば、モルディブは 2004 年に批准。

double jeopardy) (60 条)、法律および規則の公表 (61 条)、他の諸権利の保持 (Retention of other rights) (62 条)、基本的権利に適合しない法令の無効 (63 条)、違法な命令の不遵守 (64 条)、救済を獲得するための裁判所への申請 (65 条)、権利および自由に不適合な法令の無効 (66 条)、責任および義務 (67 条)、解釈 (68 条)、憲法破壊的な解釈の禁止 (69 条) である。

第 2 に、憲法上の独立委員会として、人権委員会 (Human Rights Commission) の規定が設けられていることである。人権委員会は「独立かつ公平な組織」(independent and impartial institution) であり、「偏頗および偏見なしに公平に人権の尊重を伸長する」(promote respect for human rights impartially without favor and prejudice) (189 条(b))。人権委員会は少なくとも 5 人で構成される (190 条(a))。

4. 憲法とイスラーム

モルディブは、イスラーム教を国教とするイスラーム教国であり、憲法にイスラームがどのように描かれているかは一つの論点になる⁷ (表 3 参照)。

2008 年憲法は、「モルディブは、イスラームの原則にもとづく主権のある、独立の民主主義共和国」(2 条) である。「(a) モルディブの国の宗教はイスラームである。イスラームは、モルディブのすべての法律の基礎の一つとする。(b) イスラームの教え (tenet of Islam) に反するいかなる法律も、モルディブにおいて制定されてはならない。」と定める。

人権規定のなかにもイスラームへの言及がみられる。たとえば、第 19 条 (制限からの自由) は、「市民は、イスラームのシャリーアによりまたは法律により明示的に禁止されていない行為または活動に自由に従事する」。第 27 条 (表現の自由) は、「何人も、イスラームの教えに反しない態様により、思想の自由ならびに意見および表現を伝達する自由を有する。」といった規定がある。

2008 年憲法の興味深い点として、市民の定義のなかで、「非ムスリムはモルディブの市民になり得ない」(第 9 条(d)) と明記されていることがある。小国家であるモルディブは全員がムスリムの同質的な社会 (Rasheed 2006) とされるが、はたして弊害が生じないのか疑問は残る。1998 年憲法でも、ムスリムであることは市民の条件とはされていなかったが、選挙における投票はムスリムであることが要件とされていた。

公職の資格要件として、ムスリムであることが明記される。たとえば、大統領の資格要件の一つとし、「ムスリムであり、かつイスラームのスニー派の信者であること」(第 109 条(b))、「イスラームにおいてハッド刑が定められる犯罪」につき有罪判決を受けたことがないこと (同(g)) がある。同様の規定は、大臣 (130 条(a)3)。裁判官 (149 条(b)1) についてもみられる。

⁷ 近年、モルディブのイスラーム刑法典の制定過程が注目されている。Siddiqui (2017)、Abdullahi Ahmed An-Na'im (2007)。

表 3 2008 年憲法におけるイスラームに関する規定（一部）

第 I 章 国、主権および市民 〔モルディブ共和国〕 第 2 条 モルディブは、イスラームの原則にもとづく主権のある、独立の民主主義共和国であり、かる単一国であり、モルディブ共和国として知られる。... 〔市民〕 第 9 条 (a) 次に掲げる者はモルディブの市民である。 1. この憲法の効力発生時におけるモルディブの市民 2. モルディブの市民に生まれた子ども、および 3. 法律に従い、モルディブの市民になる外国人 (b) モルディブの市民は市民権を剥奪され得ない。 (c) その市民権を放棄することを望む者は、法律にしがたいそうすることができる。 (d) (a) の規定にもかかわらず、非ムスリムはモルディブの市民になり得ない。 〔国教〕 第 10 条 (a) モルディブの国の宗教はイスラームである。イスラームは、モルディブのすべての法律の基礎の一つとする。 (b) イスラームの教えに反するいかなる法律も、モルディブにおいて制定されてはならない。 〔権利の保証〕 第 16 条 (a) この憲法は、イスラームの教えに反しない態様で、すべての者にこの章に定める権利および自由を、この憲法に反しない態様で人民議会により制定される法律に定める合理的制限のみに服することを条件として、保証する。人民議会により制定されるかかる法律は、自由かつ民主的社会において明示的に正当化し得る程度に限り権利および自由を制限することができる。 (b) この憲法に定める人民議会によりかつイスラームの教えを保護および維持するために、制定される法律により、この章に明記される権利または自由の制限は、(a) に違反しない。 (c) (a) および (b) の規定に従い、この憲法における権利または自由が制限された否かを決定するにあたっては、次に掲げるものを含むすべての事実を完全に認識し、かつ参照しなければならない。 1. 当該権利または自由の性質または性格 2. 当該権利または自由を制限する目的および重要性 3. 当該権利または自由を制限する程度および態様 4. 当該権利または自由の制限と当該権利または自由の重要性との間の関係 5. 当該権利または自由を制限した目的が、当該権利または自由をより少ない度合いで制限することにより達成される程度 6. 当該権利または自由が (b) に従って制限された場合において、イスラームの教えを保護するため、当該権利または自由が制限されなければならない程度 (d) 本章に含まれる権利または自由を一定程度に制限することがこの憲法に定める合理的制限内にあることを立証する責任は当該権利または自由の制限を主張する国または人にある。 〔制限からの自由〕 第 19 条 市民は、イスラームのシャリーアまたは法律により明示的に禁止されていない行為または活動に自由に従事する。 〔表現の自由〕

第 27 条 何人も、イスラームの教えに反しない態様により、思想の自由ならびに意見および表現を伝達する自由を有する。

〔裁判官の資格要件〕

第 149 条 (a) 法律に従い裁判官に任命される者は、裁判官の職務および責任を果たすために必要な教育上の資格要件、経験、認められた能力を備えなければならない、かつ高い道徳的品格を有する者でなければならない。

(b) 前項に定める資格要件に加えて、裁判官は次に掲げる資格要件を備えなければならない。

1. ムスリムであり、かつイスラームのスニー派の信者であること。
2. 25 歳（以上）であること。
3. イスラームにおいてハッド刑を科される犯罪または信託の刑事的違反もしくは贈収賄につき有罪を宣告されたことがないこと。
4. 健全な精神であること。

(c) 最高裁判所の裁判官に任命される者は、少なくとも 35 歳であり、裁判官もしくは実務弁護士としてまたは裁判官および実務弁護士として少なくとも 7 年間の経験を有し、かつイスラームのシャリーアまたは法の教育を受けなければならない。

(d) 人民議会は、裁判官に関係する制定法を制定する。

〔事後法〕

第 59 条 (a) 何人も、イスラームのシャリーアまたは犯行時の法に従い犯罪を構成しない行為または不作為につき有罪と認定されない。犯罪が実行された時に適用可能なものよりも過酷な刑を科してはならない。実行時と刑の言い渡し時の間で犯罪についての処罰が減じられたときは、被疑者はより軽い処罰の便益を享受する。

〔責任および義務〕

第 67 条 基本的権利および自由の行使および享受は、責任および義務の履行とは不可分であり、また、次に掲げることは各市民の責任である。

…

(f) イスラームの教えに違反しない方法で民主的価値および慣行を奨励すること。

(g) 国のイスラーム国教、文化、言語および遺産を保全および保護すること。

…

第 3 章 人民議会

〔立法権〕

第 70 条 (a) モルディブの立法権は、人民議会に属する。

(b) 前項の人民議会の法律制定権は、次に掲げる権限を含む。

1. ここに定める条件に従い、この憲法の改正
2. イスラームの教えに违背しない事項についての法律の制定、またはその改正もしくは廃止。

…

(c) 人民議会は、イスラームの教えと矛盾する法律を制定してはならない。

〔議員の資格要件〕

第 73 条 (a) 人民議会の議員に選挙される者は、次に掲げる者であるときにかかる資格を得る。

1. モルディブの市民であること
2. 外国の市民でないこと
3. ムスリムであり、かつイスラームのスニー派を信奉すること
4. 18 歳に達したこと。

5. 健全な精神であること

...

〔特権〕

第 90 条 (a) 人民議会またはその委員会における発言、提出または提起されたものに関して、または行った投票に関して、それがイスラームの教えに反しない限り、裁判所のいかなる手続きにおいてもいかなる議員またはその他の者は責任を負わず、ならびに何人もいかなる調査、逮捕、拘留または訴追に服さない。

...

第 100 条 (a) 人民議会は、その決議により、次に掲げる事由によってのみ、その職から罷免することができる。

1. イスラームの教え、憲法または法律の直接的違反
2. 大統領または副大統領の職に不適切な深刻な不正行為、または
3. 大統領または副大統領の職の責務を果たすための能力を欠くこと。

...

〔大統領選挙のための資格要件〕

第 109 条 大統領に選挙される者は、次に掲げる資格要件を有する。

- (a) モルディブ市民を両親に出生したモルディブ市民であり、外国の市民ではないこと。
- (b) ムスリムであり、イスラームのスニー派の信者であること。
- (c) 少なくとも 35 歳であること。
- (d) 健全な精神であること。
- (e) 未払いの裁判上の債務を有しないこと。
- (f) 犯罪で有罪宣告を受け、12 月以上の懲役刑を科されたことがないこと。その刑期満了または刑を科された犯罪につき恩赦を受けてから 3 年の期間が経過したときを除く。
- (g) 前項の規定にかかわらず、イスラームにおいてハッド刑を科される犯罪、または詐欺、または信託の刑事違反につき有罪宣告を受けたことがないこと。

第 6 章 司法府

〔法の遵守〕

第 142 条 裁判官は独立であり、憲法および法律にのみ服する。憲法または法律に定めのない事案を決定するときは、裁判官はイスラームのシャリーアを検討しなければならない。司法的機能を果たす際に、裁判官は、憲法および法律を、不偏的にかつ畏怖、偏波または偏見なしに、適用しなければならない。

〔裁判官の資格要件〕

第 149 条 (a) 法律に従い裁判官に任命される者は、裁判官の職務および責任を果たすために必要な教育上の資格要件、経験、認められた能力を備えなければならない、かつ高い道徳的品格を有する者でなければならない。

(b) 第 (a) 項に定める資格要件に加えて、裁判官は次に掲げる資格要件を備えなければならない。

1. ムスリムであり、かつイスラームのスニー派の信者であること。
2. 25 歳以上であること。
3. イスラームにおいてハッド刑を科される犯罪、または信託の刑事的違反、または贈収賄につき有罪を宣告されたことがないこと。
4. 健全な精神であること。

(c) 最高裁判所の裁判官に任命される者は、少なくとも 35 歳であり、裁判官もしくは実務弁護士としてまたは裁判官および実務弁護士として少なくとも 7 年間の経験を有し、かつイスラームのシャリーアまたは法の教育を受けなければならない。

...

第9章 安全保障役務

〔平等待遇〕

第 246 条 (a) 安全保障公務員は、イスラームの礼節の原則に従い、差別することなく、人道性と品位をもって、すべての人および集団を平等に取り扱う。

(b) 安全保障公務員は、いかなる性質の党派的政治活動に従事してはならず、いかなる労働組合または政党に所属してはならない。

(出所) 筆者作成。

参考文献

- Abdullahi Ahmed An-Na'im 2007. "A Brief Comment on the Maldives Penal Code Project: Failure to Take Shari'a Seriously, Not Codifying It," *Journal of Comparative Law*, 2(1), pp. 54-60.
- Hussain, Dheena 2012. *Functional Translation of the Constitution of the Republic of Maldives 2012*. Ministry of Legal Reform, Information and Arts.
<http://www.presidencymaldives.gov.mv/Documents/ConstitutionOfMaldives.pdf> (last visited March 10, 2018)
- Rasheed, Athaulla A. 2006. "The Relationship between Economic Transition and Constitutional Government: The Experience of the Republic of Maldives," *Lawasia Journal*, 2006, pp. 227-248.
- _____. 2012. "An Institutional Approach to Understand the Recent Political Change in the Maldives," *Lawasia Journal*, 2012, pp. 159-182.
- Siddiqui, Sohaira Z. M. 2017. "The Paradoxes of Codifying Islamic Criminal Law in the Maldives," *Middle East Law and Governance*, 9(2), pp. 174-198.